

小松法人会 だより

第116号

平成29年1月1日発行

発行者：公益社団法人 小松法人会

編集：広報委員会

地域：小松市・加賀市・能美市・能美郡

事務局：小松市園町二の1 小松商工会議所内

TEL0761-24-2624 FAX0761-23-3825

E-mail hou-koma@circus.ocn.ne.jp



新年
2017年

新春のごあいさつ

新年明けましておめでとうございます。

会員の皆様には、健やかに初春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

昨年、当法人会の運営や事業活動等が円滑かつ着実に実施することができましたことは、会員の皆様をはじめ役員各位並びに税務当局や関係団体各位の深いご理解と暖かいご支援の賜であり心から感謝申し上げます。

さて、我が国の経済は、緩やかな回復基調を続けているものの、アジア新興国や資源国等の景気の下振れ、英国のEU離脱問題などがあり、先行きに不透明感が高まっております。そうした中であって北陸では、北陸新幹線の開業に伴うプラス効果が依然として続いているのではないかと思います。

さらに加えて今年の干支である「トリ」は“とりこむ”と言われ、商売などには大変縁起がいいといわれておりますので、この新しい年が会員皆様の事業にとって活気のある良い年となることを願っております。

ところで、当小松法人会は、平成24年9月に新公益法人に移行してからこれまで、公益社団法人として、地域の健全な発展等のために公益を中心とした事業への実践に取り組んでまいりました。

平成29年の新しい年におきましても、『法人会は税のオピニオンリーダーとして、企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献する、経営者の団体である』との法人会の「理念」に沿って、より一層公益社団法人として、租税教室、講演会活動、社会貢献活動等といった公益性の高い社会のニーズに応えられる事業に積極的に取り組み、地域企業と地域社会の健全な発展に貢献して参りたいと考えておりますので、皆様方には、本年も旧年に倍しまして、法人会活動に深いご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、会員の皆様方のますますのご健勝と会員各社の事業のご発展並びにご家族のご健勝を心から祈念いたしますとともに、関係ご当局、友誼団体の変わらぬご指導を賜りますようお願い申し上げます。新年のご挨拶とさせていただきます。



公益社団法人小松法人会
会長

江口 介一



〈石川県・各市町からのお知らせ〉

個人住民税の特別徴収のお知らせ

事業主のみなさまへ

従業員の個人住民税は、事業主の特別徴収が法律で義務づけられています！

～個人住民税の特別徴収とは～

所得税の源泉徴収と同じように、事業主が従業員に代わって、毎月の給与から個人住民税(市町民税+県民税)を徴収(給与天引き)し、従業員の住所地の市町へ毎月納入する制度です。

なお、従業員が常時10名未満の事業所等は、市町長の承認を受けて年12回の納期を年2回にする納期の特例制度がありますので、詳しくは各市町へご相談ください。

〈お問い合わせ先〉	◎ 手続について	小松市税務課	TEL: 0761-24-8030
		加賀市税料金課	TEL: 0761-72-7815
		能美市税務課	TEL: 0761-58-2206
		川北町税務課	TEL: 076-277-1111
	◎ 制度について	石川県総務部税務課	TEL: 076-225-1271



県税キャラクター
直之くん

年頭のごあいさつ



小松税務署長
長谷 治男

新年あけましておめでとうございます。公益社団法人小松法人会の皆様方には御健勝にて新春をお迎えのことと心よりお慶び申し上げます。

皆様方には、日頃から税務行政の円滑な運営につきまして、深い御理解と格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

貴会におかれましては、よき経営者を目指すものの団体として、地域社会への貢献活動を柱に、租税教室などを通じた税の啓蒙活動や様々な研修会を開催されるなど、正しい税知識の普及と納税道義の高揚に多大な貢献をいただいております。

これもひとえに、江口会長をはじめ役員並びに会員の皆様方の、御熱意と御努力の賜物と深く敬意を表する次第でございます。

私どもといたしましては、税務行政の良きサポーターである貴会の活動が一層充実したものといたしますよう、本年も昨年と同様に連携・協調を図ってまいりたいと考えております。

さて、社会保障・税・災害対策分野において、行政手続の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）が導入され、昨年より利用が開始されております。

本年は、各種申告書や法定調書等への番号の記載が本格化するため、この制度の円滑な定着に向けて、引き続き一層の御理解と御協力をいただきますようお願い申し上げます。

まもなく、平成28年分の所得税等の確定申告の時期を迎えますが、当署では本年も国税電子申告・納税システム（e-Tax）及び国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用して確定申告書を作成していただくICT申告を推奨しております。

会員の皆様方には、御自身のみならず御家族・社員の方々につきましても、ICT申告を利用した確定申告書の早期提出と期限内納税に御協力を賜りますようお願い申し上げます。なお、当署におきましては、本年は2月16日（木）より申告相談会場を開設しますので御案内申し上げます。



結びに当たりまして、公益社団法人小松法人会のますますの御発展と、会員の皆様方の御健勝と事業の御繁栄を祈念して、年頭の御挨拶とさせていただきます。

平成28年分 申告所得税・復興特別所得税及び消費税・地方消費税 (個人事業者)の確定申告と納税は正しくお早めに

申告所得税及び復興特別所得税の場合

申告と納付の期限は
3月15日(水)
振替利用者の振替納付日
4月20日(木)

消費税及び地方消費税の場合

申告と納付の期限は
3月31日(金)
振替利用者の振替納付日
4月25日(火)

法人会全国大会「長崎大会」開催

「平成29年度税制改正に関する提言」の内容を報告

第33回法人会全国大会「長崎大会」が10月20日(木)、長崎ブリックホールで全国から約180名の会員が参加して盛大に開催されました。当会からも江口会長以下4名の役員等が参加しました。大会は、第一部で長崎総合科学大学教授ブライアン・パークガフ二氏の「地方が生き残るために」長崎 その歴史その魅力その未来」と題した記念講演が行われ、第二部の式典では、池田弘一全法連会長の主催者挨拶、迫田英典国税庁長官らの来賓挨拶の後、「平成29年度税制改正に関する提言」の報告等が行われて、式典は滞りなく終了しました。

② 平成29年度税制改正に関する提言(要約)は11月に送付いたしました全法連機関紙「ほうじん(秋号)」に掲載しています。また、提言内容の詳細および具体的意見等については、全法連ホームページ「税の提言活動」のコーナーをご覧ください。
<http://www.zenkokuhojinkai.or.jp>



行動する法人会

税制改正要望活動

小松法人会では、11月10日(木)に第33回法人会全国大会で報告された「平成29年度税制改正に関する提言」の内容をもとに作成された「平成29年度税制改正に関する提言書」を和田小松市長並びに梅田小松市議会議長に提出して陳情活動を行いました。

また、同日には当地区選出の佐々木紀衆議院議員に対しても提言書を託し(秘書手渡し)、中小企業の立場から税制改正等を訴えました。

平成29年度 税制改正スローガン

- 経済の再生と財政健全化を目指し、歳出・歳入の一体的改革を!
- 適正な負担と給付の重点化・効率化で、持続可能な社会保障制度の確立を!
- 中小企業の重要性を認識し、活性化に資する税制措置の拡充を!
- 中小企業にとって事業承継は重要な課題。本格的な事業承継税制の創設を!

地域社会貢献活動

各商工会議所・商工会との共催による講演会を実施

地域社会への貢献事業として、小松法人会と各商工会議所・商工会との共催による講演会を各支部で実施しました。多数の方の聴講ありがとうございました。講演会の詳細は左記のとおりで、当日は、各会場において「相続・贈与の税金」をはじめとする税に関する各種の小冊子を希望者に無料で配付しました。



開催日	名等	講師・演題
11月28日(月)	小松商工会議所	外交政策研究所 代表 宮家 邦彦氏 「最新の国際情勢と日本の行方」
11月26日(土)	能美市商工会	時事通信社 特別解説委員 田崎 史郎氏 「揺れ動く内外情勢とこれからの政治経済」
11月22日(火)	加賀商工会議所	ジャーナリスト・作家 長谷川 幸洋氏 「激動する世界」 「日本の針路を考える」
10月12日(水)	川北町商工会	東京大学 大学院 教授 中尾 政之氏 「失敗学を活用したモノづくり」

青年部会だより

○全国青年の集い 「北海道大会」に参加

青年部会（川腰栄一部会長）では、9月8日（木）・9日（金）に北海道旭川市において開催された第30回法人会全国青年の集いに、川腰会長以下4名が参加しました。

「Be Ambitious! Do Action!」のスローガンのもと、全国から約2600名の青年会員が参加した大会では、租税教育活動を通して日本の次代を担っていく子どもたちに税の仕組みや税の大切さに加えて税の使われ方（社会保障制度）をこれからどのようにして伝えていくのか等について活発に話し合われました。



女性部会だより

○老人施設を慰問

女性部会（加納陽子部会長）では、毎年、老人施設の慰問活動を行っています。

本年度は、9月14日（水）に部会員等23名が能美市の「ボニユール根上苑」を訪れ、マンドリンの演奏や入所者と一緒にストレッチ体操やクイズを行うなど楽しいひと時を過ごしました。



○除草作業に汗

女性部会では、毎年、春と秋の2回、社会貢献活動の一環として除草作業に取り組んでおり、本年度は、10月7日（金）にこれまでの小松市と加賀市に能美市を新たに加えた三ヶ所で部会員が除草作業に汗を流しました。

租税教育活動

○小学生の「租税教室」（6校9回）を開催

小松法人会（青年部会、女性部会）では、次代を担う子供たちに租税の意義や役割を正しく学んでもらうための租税教育活動を活動の大きな柱と位置付けており、本年度も小学六年生を対象に租税教室を開催しました。

授業では会員が税に関する紙芝居やクイズを織り交ぜながら税金の仕組みや使い道について、パワーポイントを使って分かりやすく説明すると、子供たちは身近のいろいろなところに多くの税金が使われていることに驚きながらも、税金の大切さについて真剣に学んでくれました。



租税教室の実施状況

◇女性部会

開催日	学校名
11月9日（水）	勅使小学校（1回）
11月17日（木）	符津小学校（2回）
12月9日（金）	犬丸小学校（1回）
12月9日（金）	分校小学校（1回）

◇青年部会

開催日	学校名
12月12日（月）	寺井小学校（3回）
12月12日（月）	中海小学校（1回）

○クイズラリーで税の勉強

青年部会では、子供たちに遊びを通して税に関心を持ってもらおうと、5月22日（日）に加賀中央公園で開催された加賀子供まつり会場で「税金クイズラリー」を実施しました。
約600人の子供たちが参加して、公園内の10か所に設置されたクイズに優秀賞を目指してチャレンジし、広い会場を元気に駆け巡っていました。

法人課税



(1) 税率の引下げ

法人税率を、平成28年度には**23.4%**に、平成30年度には**23.2%**に引き下げます。

※それぞれ、4月1日以後に開始する事業年度において適用されます。

参考▶ 国・地方の法人実効税率

目標としていた「法人実効税率20%台」を、改革2年目に実現します。

	従前	平成27年度 (改革初年度)	平成28年度 平成29年度 平成28年度改正(改革2年目)	平成30年度
法人税率	25.5%	23.9%	23.4%	23.2%
法人事業税所得割(※)	7.2%	6.0%	3.6%	3.6%
国・地方の法人実効税率	34.62%	32.11%	29.97%	29.74%

(※) 大法人の場合。平成28年度までは地方法人特別税を含みます。

(2) 課税ベースの拡大等

① 租税特別措置の見直し

- 生産性向上設備投資促進税制について、期限どおり、平成28年度に縮減、平成29年度に廃止します。

	~平成27年度	平成28年度	平成29年度
機械装置など	即時償却 or 5%税額控除	50%特別償却 or 4%税額控除	廃止
建物、構築物	即時償却 or 3%税額控除	25%特別償却 or 2%税額控除	廃止

※それぞれ、4月1日以後に取得等をする資産について適用されます。

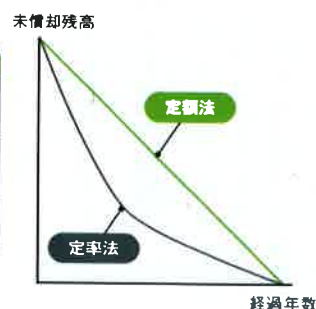
- その他、環境関連投資促進税制や雇用促進税制などの見直しを行います。

② 減価償却の見直し

建物と一体的に整備される「建物附属設備」や、建物と同様に長期安定的に使用される「構築物」の償却方法について、定額法に一本化します。

	改正前	改正後
建物	定額法	定額法
建物附属設備、構築物	定額法 or 定率法	定額法
機械装置、器具備品等	定額法 or 定率法	定額法 or 定率法

※平成28年4月1日以後に取得等をする資産について適用されます。



納税環境整備



(1) 国税のクレジットカード納付制度の創設

国税の納付手段の多様化を図る観点から、平成29年1月より、インターネット上でのクレジットカード納付を可能とする制度を創設します。

※納付書で納付できる国税を対象とし、税目についての制限はありません。
※手数料は、利用者(納税者)の負担となります。

(2) マイナンバー記載の対象書類の見直し

マイナンバーを記載することによる本人確認手続等、納税者の負担が増加することを踏まえ、税務関係書類(申告書及び調書等を除く。)のうち申告等の主たる手続と併せて提出されることが想定される等の一定の書類について、原則、平成29年1月より、マイナンバーの記載を不要とする見直しを行います。

(3) 加算税の加重措置の導入

悪質な行為を防止する観点から、過去5年以内に無申告加算税又は重加算税を賦課されたものが、再び「無申告又は仮装・隠蔽」に基づく修正申告書の提出等を行った場合については、平成29年1月より、加算税を10%加重する措置を導入します。

「無申告又は仮装・隠蔽」を繰り返した場合

	【改正前】	【改正後】
〈無申告の場合〉 無申告加算税	15% (20% ^(※))	25% (30% ^(※))
〈仮装・隠蔽の場合〉 重加算税(過少・不納付)	35%	45%
重加算税(無申告)	40%	50%

(※) 無申告加算税が課される納付すべき税額のうち50万円超の部分が対象となります。



交際費課税

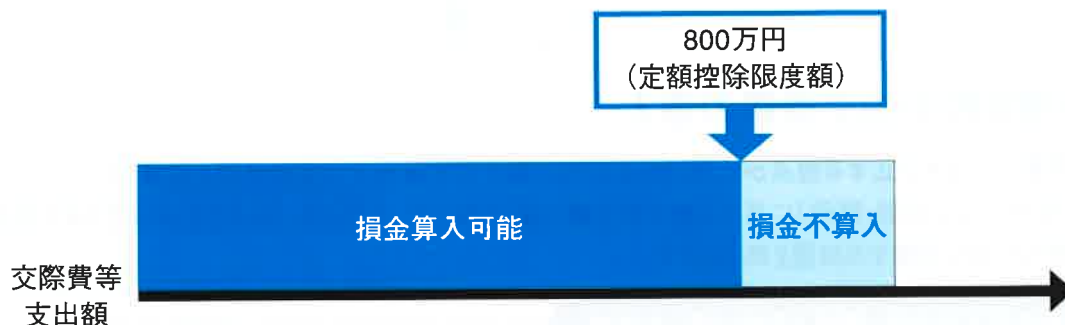


中小法人の交際費課税の特例の延長

法人が支出した交際費等(注)については、原則として損金不算入とされています。しかし、資本金1億円以下の中小法人については、特例として定額控除限度額800万円までの損金算入を認める措置(中小法人の交際費課税の特例)が講じられています。

この特例は、平成27年度末までの措置でしたが、平成28年度税制改正では、適用期限が平成29年度末まで2年間延長されました。

中小法人の交際費課税の定額控除限度額



(注) 「交際費等」とは、交際費、接待費、機密費その他の費用をいいます。

得意先、仕入先その他事業に関係のある者等に対する、接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のための支出がこれにあたります。

また、平成26年度税制改正で創設された「交際費等のうち接待飲食費の50%までを損金に算入」することができる措置(大法人も適用可能)についても、その適用期限が平成29年度末まで2年間延長されました。

中小法人については、定額控除限度額(800万円)までの損金算入との選択適用が可能です。

適用時期

いずれの措置も平成30年3月31日までに開始する各事業年度まで適用期限が延長されました。





多年にわたる功績を称えて

秋の叙勲・平成二十八年度納税表彰



小松税務署長表彰

表彰を受けられた方々は、法人会、青色申告会の発展に尽力され、その活動を通じて納税道義の高揚と税知識の普及に多大な貢献をされた方々です。
なお、表彰式は11月11日(金)に小松税務署において挙行されました。

平成28年度
納税表彰式
平成28年11月11日(金)
於 小松税務署

- 新木 洋満 氏 (法人会功績)
- 河越 邦夫 氏 (法人会功績)
- 北出 秀樹 氏 (法人会功績)
- 谷口 忠佳 氏 (青色申告会功績)
- 中川 洋子 氏 (青色申告会功績)



《石川県・各市町からのお知らせ》

地方税の電子申告 (eLTAX) のお知らせ



石川県及び県内19市町では、地方税の申告手続きをインターネットで行うことができます。自宅やオフィスで申告手続きができ、複数の地方公共団体へ作成した申告書を一度に送信することができますので、ぜひご利用ください。

◎利用時間：8:30～24:00（土日祝日、年末年始を除く。なお、繁忙期には休日開放される場合があります。詳しくは地方税電子化協議会のホームページをご確認ください。）

◎対象税目

県 税：法人県民税、法人事業税、地方法人特別税
市町村税：法人市町村民税、個人住民税（給与支払報告書等）、固定資産税（償却資産）等
※平成29年1月から、国と市区町村にそれぞれ提出義務のある源泉徴収票と給与支払報告書の様式を統一し、eLTAXに一元的に送信することが可能になります。

《電子申告についてのお問い合わせ先》

一般社団法人 地方税電子化協議会
ホームページ <http://www.eltax.jp/>
電 話 0570-081459、03-5500-7010 [IP電話やPHSなどの場合]
受付時間 9:00～17:00（土日祝日、年末年始を除く）



法人番号で  わかる。  つながる。  ひろがる。

『世界中で使える』
海外との取引でも
使えるよ。

『いつでも・どこでも』
スマホでも、
法人番号を調べる
ことができるよ。

『かんたん・便利に』
取引先の住所などの
入力作業がかんたん。



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

法人番号使ってる？

使い方次第で広がるビジネスチャンス！

法人番号公表サイト

検索

QRコード対応の携帯電話をお使いの方は、
こちらからアクセスしてください。



詳しく知りたい方は、

国税庁法人番号公表サイト <http://www.houjin-bangou.nta.go.jp/> にアクセス

法人会のご案内

税の活動で企業・社会に貢献 法人会



法人会は税のオピニオンリーダーとして
企業の発展を支援し
地域の振興に寄与し
国と社会の繁栄に貢献する
経営者の団体です

全法連URL <http://www.zenkokuhojinkai.or.jp>



法人会とは…

**60年を超える歴史を有し、
約80万社が加入する団体です!**

昭和22年(1947年)4月に法人税もそれまでの賦課課税制度から申告納税制度に移行しました。しかし、当時の社会経済状況から、経営者が難解な税法を理解して、自主申告できるか危惧されました。このため、申告納税制度の定着には納税者自身が団体を結成し、帳簿の整備、税知識の普及などを図る必要性が生じ、企業の間から自発的に法人会が誕生しました。

法人会は公平で健全な税制実現のため、会員企業の声を立法府等にアピールするとともに、税の啓発や租税教育を積極的に進めています。

社会に貢献する法人会!

法人会は長きにわたり、国の根幹とも言う「税」の分野を中心に活動してきました。今後ともその歴史を継承し、国家・社会に貢献する組織であり続けたい。この思いをもって、全国各地の法人会においても、統一的な事業やそれぞれの地域に密着した活動を展開しています。

経営に差がつく!

税の知識が身につく! 人脈がひろがる!

刻々と変化する社会情勢下、企業の存続・発展を図るには、正しい知識と情報が必要です。法人会では各種研修会、セミナーや情報誌などを通じて、企業経営に求められる知識や情報を提供しています。

とくに、企業の健全経営を支える税の知識については、税務署や税理士とも協力しながら、研修会・説明会等を実施しています。

これらの研修会をはじめ各事業に参加することで、法人会に加入する様々な業種の経営者と知り合い、その交流を通じてお互いの経営感覚を磨き、自らの視野を広げることができます。

企業の役に立つ「税制改正に関する提言」を
国・地方自治体に行っています

ビジネスにも役立つ多彩な
出会いのチャンスを提供します

著名な講師による講演会や
インターネットセミナーを開催しています

会員企業だけでなく社員個人も利用できる
福利厚生が揃っています

租税教育活動・税の啓発活動を
積極的に行っています

地域に密着した貢献活動で
社会のお役に立っています

企業の人材教育や経営支援のための
各種研修会を開催しています

活動への参加が会員相互の絆を深め
組織力を生み出す源となります

法人会事務局からのお願い

下記事項に変更等がございましたら、公益社団法人 小松法人会事務局まで
FAX(0761-23-3825)にてご連絡頂きますようお願い申し上げます。

変更届

公益社団法人
小松法人会 御中

平成 年 月 日

所在地
法人名
代表者名
電話

印

	旧	新
商号変更		
住所変更	〒	〒
代表者変更	役職名 氏名	役職名 氏名
その他の変更	資本金・業種・電話番号・FAX番号等に変更がありましたら、ご記入願います。	

※提出いただいた個人情報は、研修会等の開催通知、機関紙等の送付、本会の事業活動のために利用し、それ以外の目的で利用することは一切ありません。

公益社団法人 小松法人会 事務局

小松市園町二の1 小松商工会議所内

電話(0761)24-2624 FAX(0761)23-3825

E-Mail hou-koma@circus.ocn.ne.jp